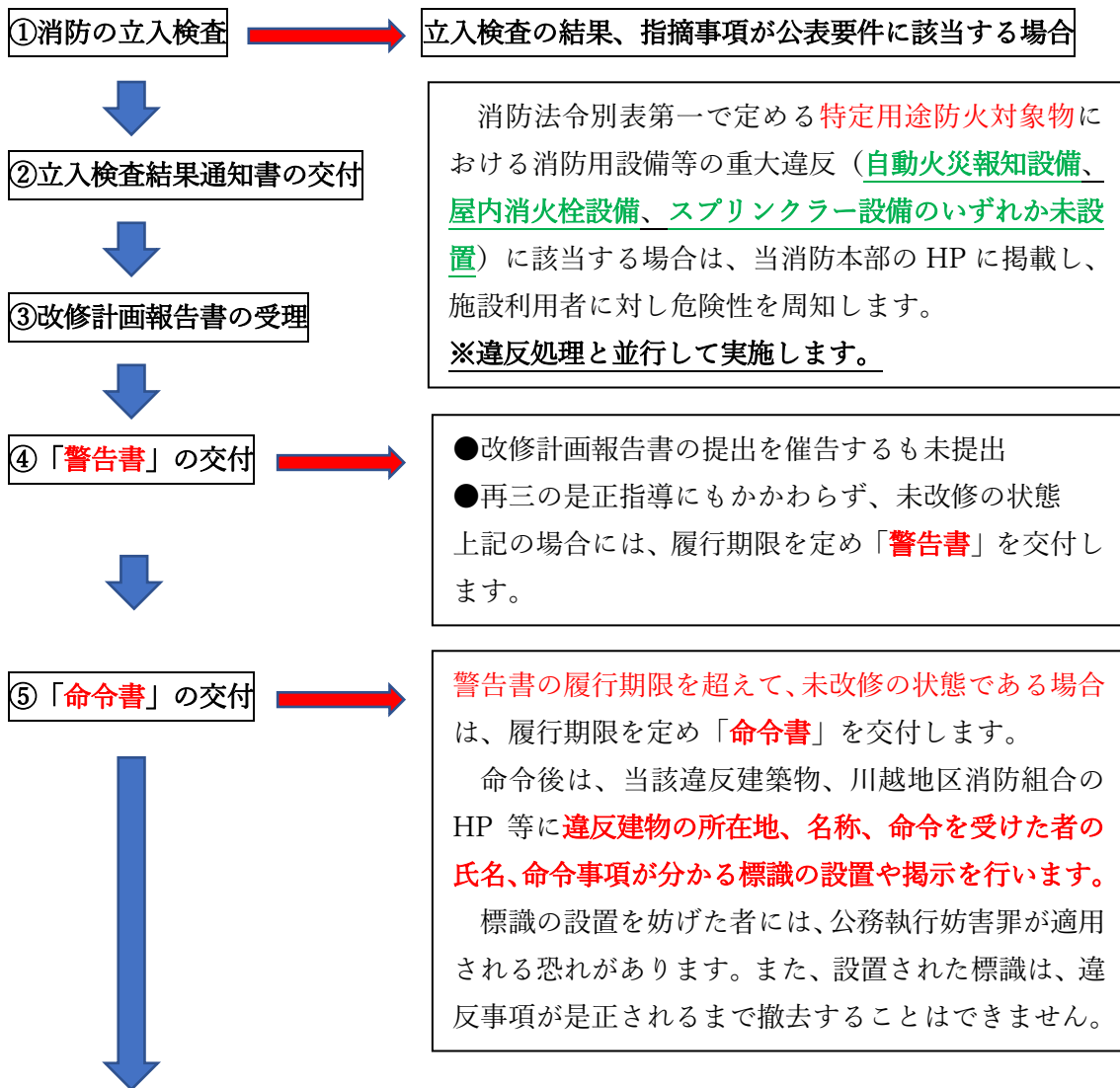


## 防火対象物の改修について

消防の予防業務は、国民の生命、身体及び財産を火災から保護し、被害を軽減することを主な目的としています。目的を果たすために消防法第4条において「立入検査」(※)を実施できる権限が定められており、正当な理由がなく、これを拒否した場合は罰則が適用されます。立入検査において、消防法令違反を覚知した場合は、関係者(所有者、管理者、占有者)へ「立入検査結果通知書」と「改修計画報告書」を交付し、自発的な是正を促しますが、再三にわたる指導にもかかわらず是正されない場合は、違反の程度、危険性を勘案して、「警告」、「命令」、「告発」等を発動し、迅速かつ効果的な違反処理を行います。

※火災を予防するための重要な業務のため、正当な理由なく拒否はできません。

### ～違反処理と公表の流れ～



⑥「告発」



命令書の履行期限を超えて、未改修の状態である場合は、**消防が捜査機関（警察又は検察）**に対し、**違反事実（消防法令違反）**を申告して**処罰（罰則）**を求めます。**（刑事訴訟）**

【消防法令別表第一に定める特定用途防火対象物とは？】

防火対象物は、「不特定多数の人が集まるかどうか」、「火災時に避難が困難かどうか」によって、「**特定用途**」と「**非特定用途**」の二種類に分けられます。

特定用途は、不特定多数の人が出入りする用途の建物のことです。

（例）物品販売店舗、ホテル、飲食店など。

【罰則】（例）

消防法第 8 条第 3 項違反（防火管理者未選任）

⇒消防法第 42 条（6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）

消防法第 8 条第 4 項違反（防火管理業務の不適正）

⇒消防法第 41 条（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）

消防法第 17 条の 4 違反（消防設備等の未設置）

⇒消防法第 41 条（1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金）

～関係者からよくあるご質問～

Q 防火管理者の資格を取るにはどうしたらいいですか？

A 一般財団法人日本防火・防災協会が主催する「防火・防災管理講習」を受講してください。詳細は、一般財団法人日本防火・防災協会の HP ([https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec\\_info/index.html](https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/index.html)) を確認してください。

一般財団法人日本防火・防災協会

〒105-0021

住所：東京都港区東新橋1丁目1番19号ヤクルトビル14階

電話：03-6263-9903 FAX03-6274-6977 又は 03-6812-7140

Q 消防用設備等の点検・改修、又は新設したいので消防設備業者を紹介してください。

A 当消防本部にて消防設備業者の紹介は行っておりません。一般社団法人埼玉県消防設備協会の HP (<https://www.saisho.jp/find/>) 上の「**表示登録会員名簿**」を参照してください。

一般社団法人埼玉県消防設備協会

〒330-0063

住所：埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目17番地21  
高砂武蔵ビル401

電話：048-864-8381 FAX048-862-7831

**Q 防災物品（カーテン、絨毯等）とは、どのようなものですか？**

A 燃えにくい素材でできており、消防法で定められた基準を満たしたもので、ラベルが付されています。

※自社の基準で防災性と謳っている商品もありますので、間違えないようにしてください。



**Q 資金がないので消防用設備等の設置・改修ができません。どうしたらいいですか？**

A 資金難を理由に未設置・未改修のままでよいこととはなりません。（過去の裁判において、判例が有ります）

**施設の利用者、付近の住民の安全を第一に考え、必ず改修してください。**

国からの通知で、「**消防用設備等の設置に係る金融上の措置について**」情報提供がありました。融資に関する詳細は、下記の金融機関にご確認ください。

株式会社日本政策金融公庫 (<https://www.jfc.go.jp>)

独立行政法人福祉医療機構 (<https://www.wam.go.jp/hp/>)

**Q 罰則（罰金、懲役）を受けたからは正をしなくてもいいですか？**

A. ⑥「**告発**」によって処罰された後、依然として⑤「**命令書**」の事項を是正していない場合は、再度、同一の命令を行い、それでも是正されない場合は、再度告発となり、是正されるまでこれを繰り返します。